

産前・産後サポート事業の支援強化を求める意見書

国や自治体は、妊娠・出産・育児と継続し、子育て支援策を講じてきたが、現在、出産前後の女性への対応が大きな課題となっている。

特に、出産直後は、(シングルマザーも含む)身体的な負荷に加え、精神的に不安定になる傾向が強く、十分な休養が必要となる。

また、産後早期の良好な親子関係や育児放棄の予防などの役割を果たすことから、出産直後の母親への身体的・精神的なサポートは欠かせないものとなっている。

こうしたなか、国はこれまで支援が届かなかった出産後の女性の心身をサポートする「妊娠・出産包括支援モデル事業」に平成27年度要求額約33億円を要望しているが、少子化対策を進めるにあたって、「産前・産後サポート事業」は喫緊の課題であり、早急に制度を確立する必要がある。

よって政府は、子どもを安心して産み育てられる環境づくりのために、次の事項について速やかに実現されるよう求める。

1. 「妊娠・出産包括支援モデル事業」の成果を速やかに検証し、全国の自治体で円滑に産前・産後の支援、特に産後ケアを提供できる体制を構築すること。
2. 経済的な理由により、産前・産後サポート事業が受けられないことがないよう、利用者負担軽減策を同時に実施すること。
3. 出産後の母子のこころとからだの適切なケアが提供できるよう、産後ケアを担う人材育成の確保に努めること。
4. 産婦人科・小児科の充実と病床の確保に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月18日

埼玉県伊奈町議会

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
 総務大臣 高市 早苗 殿
 財務大臣 麻生 太郎 殿
 厚生労働大臣 塩崎 恭久 殿
 内閣府特命担当大臣 有村 治子 殿
 (少子化対策)

〈議第7号議案〉

奨学金制度の改善を求める意見書

日本国憲法第26条第1項は、全ての国民に教育を受ける権利を保障し、教育基本法第4条第3項は、「経済的理由によって就学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない」と規定している。学費は高騰を続ける一方で、家計収入は年々低下しており、進学のために奨学金の果たす役割は増大している。

独立行政法人日本学生支援機構(以下、「支援機構」という。)は、100万人以上の学生に奨学金を貸与しており、今や2.6人に1人の学生が支援機構の奨学金を利用している。

しかしながら、支援機構の奨学金は、第1種(無利子)、第2種(有利子)ともに貸与型であり、そのうち約7割が有利子である。さらに延滞金は年5%と高率であり、貸与を受けるために保証を付けることが必須となっていて、個人保証を選べば返済が不能となった際には、保証人である親族に請求がなされ、機関保証の場合は毎月高額の保証料が奨学金から天引きされることになる。

現在支援機構の奨学金を延滞している者は、33万人以上に上り、その多くは低賃金の非正規雇用や失業などで、返済したくても返済できない奨学生である。そして、奨学金の返済を遅滞すればいわゆるブラックリストに登録し、最終的には裁判を起こすなど、支援機構の厳しい取立では奨学生の将来を不安にしている。

よって本町議会は、国会及び政府に対し、将来の日本を担っていく若者が、経済的な理由で高等教育への進学を諦め自分の夢や希望さえも諦めることのないよう、また、若者が卒業後に過度の負担を強いられることのないよう、支援機構の奨学金制度を早急に下記のとおり改善されるよう強く求めるものである。

記

1. 大学生などを対象とした給付型奨学金制度を早期に創設すること
2. 高い延滞金を廃止すること
3. 個人保証の見直しをすること
4. 貸与型奨学金については、無利子奨学金の貸与人数を大幅に拡大すること
5. 自治体等の相談窓口を設置すること
6. 延滞者の個人信用情報登録の抹消期間を緩和すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月18日

埼玉県伊奈町議会

内閣総理大臣 安倍晋三 殿
 文部科学大臣 下村博文 殿

〈議第8号議案〉

可決
 国に意見書を提出

9月定例会に2件の意見書が提出されました。本会議において提出議案説明が行われ、その後検討に入りました。議第7号議案は全員賛成で可決され、議第8号議案は賛成多数で可決されました。(内容は左記参照)